

議案第 87 号

米原市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

米原市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定することについて議会の議決を求める。

平成 29 年 12 月 1 日提出

米 原 市 長 平 尾 道 雄

提案理由

米原市下水道事業に地方公営企業法（昭和27年法律第292号）の規定の全部を適用することに伴い、制定の必要を認めたため、この案を提出するものである。

米原市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例

(米原市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第1条 米原市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年米原市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号を削る。

第8条を次のように改める。

第8条 削除

(米原市特別会計条例の一部改正)

第2条 米原市特別会計条例（平成17年米原市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第1条中第4号および第5号を削り、第6号を第4号とし、第7号を第5号とし、第8号を第6号とする。

(米原市下水道条例の一部改正)

第3条 米原市下水道条例（平成17年米原市条例第144号）の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「規則で」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が」に改め、同条第5号および第6号中「規則で」を「管理者が」に改める。

第6条ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第7条第1項第2号中「規則の」を「管理者が」に改め、同項第3号中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が」に改め、同項ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第8条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第9条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第10条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改め、同条第3項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第12条第1項ただし書中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第13条および第14条中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第15条および第16条中「市長」を「管理者」に改める。

第17条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第18条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第19条および第21条中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第22条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第23条中「市長」を「管理者」に改める。

第25条および第26条ただし書中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第27条ならびに第28条第1項および第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第29条第1項中「規則」を「上下水道事業管理規程」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第30条中「市長」を「管理者」に改める。

第31条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第32条中「市長」を「管理者」に改める。

第33条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(米原市公共下水道使用料条例の一部改正)

第4条 米原市公共下水道使用料条例(平成17年米原市条例第146号)の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「規則で」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)が」に改める。

第4条第1項第2号イ中「規則で」を「管理者が」に改め、同条第3項中「規則に」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第4項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第5条第1項および第3項ならびに第6条中「市長」を「管理者」に改める。

第7条第1項ただし書中「市長」を「管理者」に改め、同条第4項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第5項中「市長」を「管理者」に改める。

第8条および第9条中「市長」を「管理者」に改める。

第11条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第12条中「規則で」を「管理者が」に改める。

別表備考2中「市長」を「管理者」に改める。

(米原市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例の一部改正)

第5条 米原市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例（平成17年米原市条例第147号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第4条および第6条中「市長」を「管理者」に改める。

第7条第1項および第3項中「市長」を「管理者」に改め、同条第4項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第8条中「市長」を「管理者」に改める。

第9条第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則で」を「管理者が」に改める。

第10条中「市長」を「管理者」に改め、同条第4号中「規則で」を「管理者が」に改める。

第11条、第12条、第13条第1項、第14条、第15条および第16条第1項中「市長」を「管理者」に改める。

第18条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(米原市農業集落排水事業分担金徴収条例の一部改正)

第6条 米原市農業集落排水事業分担金徴収条例（平成17年米原市条例第148号）の一部を次のように改正する。

第6条中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第7条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(米原市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第7条 米原市農業集落排水処理施設条例（平成17年米原市条例第149号）の一部を次のように改正する。

第1条中「設置および」を削る。

第2条を次のように改める。

第2条 削除

第4条中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

第5条、第6条、第7条第2項および第8条ただし書中「市長」を「管理者」に改める。

第9条第1項中「規則で」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「管理者」に改める。

第10条中「規則で」を「管理者が」に改める。

第12条中「別表第2」を「別表」に改める。

第12条の2第1項中「市長」を「管理者」に改め、同条第2項中「規則に」を「管理者が」に、「市長」を「管理者」に改める。

第15条中「市長」を「管理者」に改める。

第16条中「規則で」を「管理者が」に改める。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

（米原市水道事業の設置等に関する条例の一部改正）

第8条 米原市水道事業の設置等に関する条例（平成17年米原市条例第185号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

米原市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例

第1条中「米原市水道事業」の次に「および下水道事業（以下「上下水道事業」という。）」を加える。

第2条に次の1項を加える。

2 都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（公共下水道事業および農業集落排水事業をいう。以下同じ。）を設置する。

第2条の次に次の1条を加える。

（法の全部適用）

第2条の2 法第2条第3項および地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。

第3条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項から第4項までを次のように改める。

2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 給水区域は、米原市水道事業給水条例（平成17年米原市条例第189号）第2条に規定する区域とする。
- (2) 給水人口は、米原市上水道33,800人、甲津原簡易水道200人および伊吹北部簡易水道1,175人とする。
- (3) 1日最大給水量は、米原市上水道18,000立方メートル、甲津原簡易水道120立方メートルおよび伊吹北部簡易水道500立方メートルとする。

3 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 排水区域は、米原市の区域内とする。
- (2) 排水区域面積は、2,179.6ヘクタールとする。
- (3) 排水人口は、40,600人とする。
- (4) 1日最大処理能力は、20,800立方メートルとする。

4 農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。

- (1) 施設の名称、位置および区域は、別表に定めるとおりとする。
- (2) 排水区域面積は、168.2ヘクタールとする。
- (3) 排水人口は、6,720人とする。
- (4) 1日最大処理能力は、2,016立方メートルとする。

第4条第1項中「地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）」を「令」に、「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第5条から第7条までの規定ならびに第8条第1項および同条第2項第3号中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

付則の次に次の別表を加える。

別表（第3条関係）

施設の名称	位置	区域
菅江地区農業集落排水処理施設	米原市菅江821番地	菅江の区域
清滝地区農業集落排水処理施設	米原市清滝1278番地	清滝の区域
山室地区農業集落排水処理施設	米原市山室1410番地2	山室の区域
朝日地区農業集落排水処理施設	米原市朝日1851番地2	朝日および野一色の一

		部の区域
夫馬地区農業集落排水処理施設	米原市夫馬1319番地	夫馬の区域
龍ヶ鼻地区農業集落排水処理施設	米原市村居田329番地3	鳥脇・坂口・村居田および井之口の一部の区域
梓河内地区農業集落排水処理施設	米原市梓河内1175番地	梓河内の区域
甲津原地区農業集落排水処理施設	米原市甲津原760番地	甲津原の区域
姉川北部地区農業集落排水処理施設	米原市吉槻683番地	曲谷、甲賀、吉槻の区域
伊吹中部地区農業集落排水処理施設	米原市小泉635番地1	上板並、下板並、大久保、小泉（字下井を除く。）
伊吹東部地区農業集落排水処理施設	米原市藤川2358番地	藤川、寺林、上平寺の区域

(米原市企業職員の給与の種類および基準に関する条例の一部改正)

第9条 米原市企業職員の給与の種類および基準に関する条例（平成17年米原市条例第188号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「管理者」を「水道事業および下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）」に改める。

(米原市水道事業給水条例の一部改正)

第10条 米原市水道事業給水条例(平成17年米原市条例第189号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「市長」を「水道事業の管理者の権限を行う市長(以下「管理者」という。)」に改める。

第4条第2項、第5条、第6条、第7条ただし書、第8条、第9条第1項および第2項、第10条、第11条第1項、第13条第1項、第15条第3項、第16条、第17条、第18条、第20条第1項ただし書および同条第2項、第21条第1項、第22条、第24条第2項、第25条第1項、第3項および第4項ただし書、第26条第1項、第29条、第30条第1項および第2項ただし書、第31条第4項、第32条第1項、第33条ただし書、第35条ただし書、第36条から第41条までの規定、別表第1ならびに別表第2中「市長」を「管理者」に改める。

(米原市債権管理条例の一部改正)

第11条 米原市債権管理条例(平成25年米原市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第15条(見出しを含む。)中「水道事業」を「水道事業および下水道事業」に改める。

第16条中「規則」を「規則等」に改める。

(米原市付属機関設置条例の一部改正)

第12条 米原市付属機関設置条例(平成28年米原市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「付属機関」の次に「および地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第14条の規定に基づき組織として設置する付属機関(以下これらを「付属機関」という。)」を加える。

第6条中「規則」を「規則等」に改める。

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

米原市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現 行
<p>米原市職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p>第1条 略 (特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略</p> <p>第3条～第7条 略</p> <p>第8条 削除</p> <p>第9条以下 略</p> <p>付 則 この条例は、平成30年4月1日から施行する。</p>	<p>米原市職員の特殊勤務手当に関する条例</p> <p>第1条 略 (特殊勤務手当の種類)</p> <p>第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。 (1)～(5) 略 <u>(6) 下水道施設の維持管理業務に従事する職員の特殊勤務手当</u></p> <p>第3条～第7条 略 <u>(下水道施設の維持管理業務に従事する職員の特殊勤務手当)</u></p> <p>第8条 <u>下水道施設の維持管理業務に従事する職員の特殊勤務手当は、職員が下水道またはこれに準ずる施設の現場で暗渠施設および管渠施設の維持管理にかかる点検および補修作業に従事したときに支給する。</u></p> <p><u>2 前項の手当の額は、従事した日1日につき600円とする。</u></p> <p>第9条以下 略</p>

米原市特別会計条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p>米原市特別会計条例 （設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため次の特別会計を設置する。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p><u>（4）～（6） 略</u></p> <p>第2条以下 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>米原市特別会計条例 （設置）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定に基づき、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため次の特別会計を設置する。</p> <p>（1）～（3） 略</p> <p><u>（4） 米原市農業集落排水事業特別会計</u></p> <p><u>（5） 米原市流域関連公共下水道事業特別会計</u></p> <p><u>（6）～（8） 略</u></p> <p>第2条以下 略</p>

米原市下水道条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	現 行
<p>米原市下水道条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>（排水施設の構造の基準）</p> <p>第4条 排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 屋外にあるもの（生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が定めるものを除く。）にあつては、覆いまたは柵の設置その他下水の飛散を防止し、および人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。</p> <p>（4） 略</p> <p>（5） 地震によって下水の排除に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の管理者が定める措置が講ぜられていること。</p> <p>（6） 排水管の内径および排水渠の断面積は、管理者が定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。</p> <p>（7）～（10） 略</p> <p>第5条 略</p> <p>（排水設備の設置義務）</p> <p>第6条 排水設備設置義務者は、公共下水道の供用が開始された場合、遅滞なく排</p>	<p>米原市下水道条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>（排水施設の構造の基準）</p> <p>第4条 排水施設（これを補完する施設を含む。）の構造の基準は、次のとおりとする。</p> <p>（1）・（2） 略</p> <p>（3） 屋外にあるもの（生活環境の保全または人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして規則で定めるものを除く。）にあつては、覆いまたは柵の設置その他下水の飛散を防止し、および人の立入りを制限する措置が講ぜられていること。</p> <p>（4） 略</p> <p>（5） 地震によって下水の排除に支障が生じないよう地盤の改良、可撓継手の設置その他の規則で定める措置が講ぜられていること。</p> <p>（6） 排水管の内径および排水渠の断面積は、規則で定める数値を下回らないものとし、かつ、計画下水量に応じ、排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする。</p> <p>（7）～（10） 略</p> <p>第5条 略</p> <p>（排水設備の設置義務）</p> <p>第6条 排水設備設置義務者は、公共下水道の供用が開始された場合、遅滞なく排</p>

水設備を設置しなければならない。ただし、管理者が特別の事由があると認めたものについては、この限りでない。

(排水設備の接続方法等)

第7条 排水設備の新設、増設または改築（以下「新設等」という。）をするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 略

(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、またはその施設を損傷させるおそれのない箇所および工事の実施方法で管理者が定めるものによること。

(3) 汚水を排除すべき排水管の内径および勾配は、管理者が特別の事由があると認めた場合を除き、別表第1に定めるところによるものとし、排水渠^{きよ}の断面積および勾配は、それぞれの区分に応じて定める排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

2 法第12条の2第1項または第5項の規定により特定事業場からの下水の排除の制限を受ける者または第12条の規定により除害施設を設置しなければならないとされる者は、特定施設からの下水または製造業その他営業の用に供する施設からの下水を他の下水と合流して排除する場合、その合流する直前の場所に管理者が定めるところにより、水質管理ますを設置しなければならない。ただし、管理者が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

(排水設備等の計画の確認)

第8条 排水設備または法第24条第1項の規定によりその設備について許可を受けるべき排水施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、

水設備を設置しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めたものについては、この限りでない。

(排水設備の接続方法等)

第7条 排水設備の新設、増設または改築（以下「新設等」という。）をするときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

(1) 略

(2) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、公共下水道の施設の機能を妨げ、またはその施設を損傷させるおそれのない箇所および工事の実施方法で規則の定めるものによること。

(3) 汚水を排除すべき排水管の内径および勾配は、市長が特別の事由があると認めた場合を除き、別表第1に定めるところによるものとし、排水渠^{きよ}の断面積および勾配は、それぞれの区分に応じて定める排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は75ミリメートル以上とすることができる。

2 法第12条の2第1項または第5項の規定により特定事業場からの下水の排除の制限を受ける者または第12条の規定により除害施設を設置しなければならないとされる者は、特定施設からの下水または製造業その他営業の用に供する施設からの下水を他の下水と合流して排除する場合、その合流する直前の場所に規則で定めるところにより、水質管理ますを設置しなければならない。ただし、市長が特別の事由があると認めた場合は、この限りでない。

(排水設備等の計画の確認)

第8条 排水設備または法第24条第1項の規定によりその設備について許可を受けるべき排水施設（以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、

あらかじめ、その計画が排水設備等の設置および構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者が定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。

- 2 前項の申請者は、同項の申請書およびこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届出て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を管理者に届け出ることをもって足りる。

(排水設備等の工事の実施)

第9条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し管理者が定める技能を有するもの（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として管理者が定めるところにより管理者が指定した下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。

- 2 指定工事店について必要な事項は、別に管理者が定める。

(排水設備等の工事の検査)

第10条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、その工事の完了した日から5日以内に、管理者が定めるところによりその旨を管理者に届け出て、その工事が排水設備等の設置および構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者の検査を受けなければならない。

- 2 管理者は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置および構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。当該排水設備等は、検査合格後でなければ使用することができない。
- 3 前項の検査済証の様式は、管理者が定める。

あらかじめ、その計画が排水設備等の設置および構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、規則で定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、市長の確認を受けなければならない。

- 2 前項の申請者は、同項の申請書およびこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届出て、同項の規定による市長の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない変更にあつては、事前にその旨を市長に届け出ることをもって足りる。

(排水設備等の工事の実施)

第9条 排水設備等の新設等の工事は、排水設備等の工事に関し規則で定める技能を有するもの（以下「責任技術者」という。）が専属する業者として規則で定めるところにより市長が指定した下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という。）でなければ、行ってはならない。

- 2 指定工事店について必要な事項は、別に規則で定める。

(排水設備等の工事の検査)

第10条 排水設備等の新設等を行った者は、その工事を完了したときは、その工事の完了した日から5日以内に、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出て、その工事が排水設備等の設置および構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、市長の検査を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の検査をした場合において、その工事が排水設備等の設置および構造に関する法令の規定に適合していると認めるときは、当該排水設備等の新設等を行った者に対し、検査済証を交付するものとする。当該排水設備等は、検査合格後でなければ使用することができない。
- 3 前項の検査済証の様式は、規則で定める。

第11条 略

(除害施設の設置等)

第12条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水および法第12条の2第1項または第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置その他必要な措置をしてこれをしなければならない。ただし、当該下水の水量および水質が管理者の定める基準に適合し、その承認を受けたときは、この限りでない。

(1)～(12) 略

2 前項の規定のうち、1日当たりの平均的な下水の量が10立方メートル未満の場合の基準は、管理者が定める水質の項目に関して、使用者からの申請に基づいて審査し、当該下水が管理者が定める量の範囲内であると認めるときは、前項の規定は適用しない。

(水質管理責任者制度)

第13条 除害施設または特定施設（以下「除害施設等」という。）を設置した者は、管理者が定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なくその旨を管理者に届け出なければならない。水質管理責任者を変更した場合も同様とする。

(除害施設の設置等の届出)

第14条 除害施設等を設置し、休止し、または廃止しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめその旨を管理者に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

(排除の停止または制限)

第15条 管理者は、公共下水道への排除が次に該当するときは、排除を停止させ、

第11条 略

(除害施設の設置等)

第12条 次に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水および法第12条の2第1項または第5項の規定により公共下水道に排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道を使用する者は、除害施設の設置その他必要な措置をしてこれをしなければならない。ただし、当該下水の水量および水質が市長の定める基準に適合し、その承認を受けたときは、この限りでない。

(1)～(12) 略

2 前項の規定のうち、1日当たりの平均的な下水の量が10立方メートル未満の場合の基準は、規則で定める水質の項目に関して、使用者からの申請に基づいて審査し、当該下水が規則で定める量の範囲内であると認めるときは、前項の規定は適用しない。

(水質管理責任者制度)

第13条 除害施設または特定施設（以下「除害施設等」という。）を設置した者は、規則で定めるところにより、その維持管理に関する業務を行う水質管理責任者を選任し、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。水質管理責任者を変更した場合も同様とする。

(除害施設の設置等の届出)

第14条 除害施設等を設置し、休止し、または廃止しようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときも同様とする。

(排除の停止または制限)

第15条 市長は、公共下水道への排除が次に該当するときは、排除を停止させ、ま

または制限することができる。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が管理上必要があると認めるとき。

(改善命令等)

第16条 管理者は、第11条または第12条の規定に違反して公共下水道に下水を排除している者に対し、一定の期間を定めて当該下水の水質の改善を命ずることができる。

2 管理者は、前項の命令に従わない者に対し、公共下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。

(使用開始等の届出)

第17条 使用者が公共下水道の使用を開始し、名義等変更し、休止し、もしくは廃止し、または現に休止しているその使用を再開しようとするときは、管理者が定めるところにより、あらかじめその旨を管理者に届け出なければならない。

2 略

(使用料の徴収)

第18条 管理者は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 略

(行為の許可)

第19条 法第24条第1項の各号に掲げる行為（令第16条各号に定める軽微な行為を除く。）を行おうとする者は、管理者が定めるところにより、申請書に次に掲げる図面を添付して、管理者に申請し、許可を得なければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1)～(4) 略

第20条 略

または制限することができる。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が管理上必要があると認めるとき。

(改善命令等)

第16条 市長は、第11条または第12条の規定に違反して公共下水道に下水を排除している者に対し、一定の期間を定めて当該下水の水質の改善を命ずることができる。

2 市長は、前項の命令に従わない者に対し、公共下水道への下水の排除の停止を命ずることができる。

(使用開始等の届出)

第17条 使用者が公共下水道の使用を開始し、名義等変更し、休止し、もしくは廃止し、または現に休止しているその使用を再開しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。

2 略

(使用料の徴収)

第18条 市長は、公共下水道の使用について、使用者から使用料を徴収する。

2 略

(行為の許可)

第19条 法第24条第1項の各号に掲げる行為（令第16条各号に定める軽微な行為を除く。）を行おうとする者は、規則で定めるところにより、申請書に次に掲げる図面を添付して、市長に申請し、許可を得なければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。

(1)～(4) 略

第20条 略

(公共下水道付近地の掘削)

第21条 公共下水道の付近地を掘削しようとする者は、管渠より深く掘削する場合で、深さが当該管渠の中心から掘削箇所までの水平距離以上になるときは、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に届け出てその指示を受けなければならない。

(占用の許可等)

第22条 公共下水道の敷地または排水施設に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地または排水施設の占有（法第10条第1項の規定により排水設備を設ける場合または令第16条に定める軽微な行為を除く。）をしようとする者は、管理者が定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。ただし、占有物件の設置について、法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

(1)～(7) 略

2 管理者は、前項の許可を受けた者から、占有料を徴収する。ただし、管理者が公益その他特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 略

(占有許可の基準)

第23条 管理者は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に電線および令第17条の2に規定する物件（以下この条および次条において「電線等」という。）の占有に係る前条第1項の申請があった場合においては、その占有が必要やむを得ないものであり、かつ、電線等が次に掲げる基準に適合するものである場合に限り、当該占有を許可することができる。

(1)～(6) 略

(公共下水道付近地の掘削)

第21条 公共下水道の付近地を掘削しようとする者は、管渠より深く掘削場合で、深さが当該管渠の中心から掘削箇所までの水平距離以上になるときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出てその指示を受けなければならない。

(占用の許可等)

第22条 公共下水道の敷地または排水施設に物件（以下「占有物件」という。）を設け、継続して公共下水道の敷地または排水施設の占有（法第10条第1項の規定により排水設備を設ける場合または令第16条に定める軽微な行為を除く。）をしようとする者は、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を提出して、市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更するときも、同様とする。ただし、占有物件の設置について、法第24条第1項の許可を受けたときは、その許可をもって占用の許可とみなす。

(1)～(7) 略

2 市長は、前項の許可を受けた者から、占有料を徴収する。ただし、市長が公益その他特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 略

(占有許可の基準)

第23条 市長は、公共下水道の排水施設の暗渠である構造の部分に電線および令第17条の2に規定する物件（以下この条および次条において「電線等」という。）の占有に係る前条第1項の申請があった場合においては、その占有が必要やむを得ないものであり、かつ、電線等が次に掲げる基準に適合するものである場合に限り、当該占有を許可することができる。

(1)～(6) 略

第24条 略

(軽微な行為に係る届出)

第25条 令第16条各号に掲げる軽微な行為をしようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第26条 第22条の規定による許可を受けて公共下水道の敷地または排水施設を占有する者は、その権利を他に譲渡または転貸してはならない。ただし、管理者が定めるところにより管理者に申請して許可を受けたときは、この限りでない。

(占有許可の取消し等)

第27条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、占有の許可を取り消し、またはその条件を変更し、もしくは新たに条件を付することができる。

(1)・(2) 略

(3) 前条の規定による管理者の許可を受けないでその権利を他に譲渡し、または転貸した者

2 管理者は、前項各号に掲げるもののほか、公共下水道の管理または公益上やむを得ない必要が生じたときは、占有の許可を取り消し、またはその条件を変更し、もしくは新たに条件を付することができる。

(原状回復)

第28条 第22条の占有の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、または当該物件を設ける目的を廃止したとき、もしくは前条の規定により占有の許可を取り消されたときは、遅滞なくその旨を管理者に届け出て当該占有物件を除去し、公共下水道の敷地または施設を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると管理者が認めるときは、この限りでない。

第24条 略

(軽微な行為に係る届出)

第25条 令第16条各号に掲げる軽微な行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(権利の譲渡等の禁止)

第26条 第22条の規定による許可を受けて公共下水道の敷地または排水施設を占有する者は、その権利を他に譲渡または転貸してはならない。ただし、規則で定めるところにより市長に申請して許可を受けたときは、この限りでない。

(占有許可の取消し等)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、占有の許可を取り消し、またはその条件を変更し、もしくは新たに条件を付することができる。

(1)・(2) 略

(3) 前条の規定による市長の許可を受けないでその権利を他に譲渡し、または転貸した者

2 市長は、前項各号に掲げるもののほか、公共下水道の管理または公益上やむを得ない必要が生じたときは、占有の許可を取り消し、またはその条件を変更し、もしくは新たに条件を付することができる。

(原状回復)

第28条 第22条の占有の許可を受けた者は、その許可により占有物件を設けることができる期間が満了したとき、または当該物件を設ける目的を廃止したとき、もしくは前条の規定により占有の許可を取り消されたときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て当該占有物件を除去し、公共下水道の敷地または施設を原状に回復しなければならない。ただし、原状に回復することが不相当であると市長が認めるときは、この限りでない。

2 管理者は、第22条の占用の許可を受けた者に対し、前項の原状回復または原状に回復することが不適當な場合の措置について、必要な指示をすることができる。

3 略

(代理人および代表者)

第29条 排水設備または除害施設等を設けなければならない者が市内に居住しないときは、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する者の中から代理人を定め、上下水道事業管理規程の定めるところにより、管理者に届け出なければならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

2 排水設備を共有する者または共同で使用する者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため代表者を定め、管理者が定めるところにより、管理者に届け出なければならない。

3 略

(手数料の徴収)

第30条 管理者は、指定工事店の登録等に関し、指定工事店証を交付するときに別表第2に定める手数料を徴収する。

(費用の特別徴収)

第31条 使用者の特別の必要により、公共汚水ますおよび取付管等の新設等を行うときは、当該使用者は、管理者が定めるところにより、管理者に申請してその承認を得なければならない。

2 管理者は、前項の新設等に要する費用の全部または一部を当該使用者に負担させることができる。

(開発等の事前協議)

第32条 開発行為を行う者は、施工方法費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ協議し管理者の同意を得なければならない。

2 市長は、第22条の占用の許可を受けた者に対し、前項の原状回復または原状に回復することが不適當な場合の措置について、必要な指示をすることができる。

3 略

(代理人および代表者)

第29条 排水設備または除害施設等を設けなければならない者が市内に居住しないときは、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する者の中から代理人を定め、規則の定めるところにより、市長に届け出なければならない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

2 排水設備を共有する者または共同で使用する者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため代表者を定め、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

3 略

(手数料の徴収)

第30条 市長は、指定工事店の登録等に関し、指定工事店証を交付するときに別表第2に定める手数料を徴収する。

(費用の特別徴収)

第31条 使用者の特別の必要により、公共汚水ますおよび取付管等の新設等を行うときは、当該使用者は、規則で定めるところにより、市長に申請してその承認を得なければならない。

2 市長は、前項の新設等に要する費用の全部または一部を当該使用者に負担させることができる。

(開発等の事前協議)

第32条 開発行為を行う者は、施工方法費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ協議し市長の同意を得なければならない。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

第34条以下 略

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(委任)

第33条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第34条以下 略

米原市公共下水道使用料条例新旧対照表（第4条関係）

改正後	現 行
<p>米原市公共下水道使用料条例</p> <p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（6） 使用月 使用料徴収の便宜上区分されたおおむね2月の期間をいい、その始期および終期は<u>下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）</u>が定める。</p> <p>（7） 略</p> <p>第3条 略</p> <p>（汚水の排出量の算定）</p> <p>第4条 使用料の算定の基礎となる公共下水道に排除した汚水の排出量（以下「汚水量」という。）は、次に定めるところによる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 水道水以外の水を使用した場合は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ ア以外での使用の場合は、使用者が<u>管理者が</u>定めるところにより提出する人員、業態、揚水設備の能力等を記載した申告書その他状況を考慮して認定する。</p> <p>（3） 略</p>	<p>米原市公共下水道使用料条例</p> <p>第1条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）～（5） 略</p> <p>（6） 使用月 使用料徴収の便宜上区分されたおおむね2月の期間をいい、その始期および終期は<u>規則</u>で定める。</p> <p>（7） 略</p> <p>第3条 略</p> <p>（汚水の排出量の算定）</p> <p>第4条 使用料の算定の基礎となる公共下水道に排除した汚水の排出量（以下「汚水量」という。）は、次に定めるところによる。</p> <p>（1） 略</p> <p>（2） 水道水以外の水を使用した場合は、次のとおりとする。</p> <p>ア 略</p> <p>イ ア以外での使用の場合は、使用者が<u>規則</u>で定めるところにより提出する人員、業態、揚水設備の能力等を記載した申告書その他状況を考慮して認定する。</p> <p>（3） 略</p>

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、営業に使用する水量が汚水量と著しく異なる氷製造業等を営む使用者が、管理者が定めるところにより汚水量およびその算出根拠を記載した申告書を管理者に提出した場合は、管理者は、その申告書の内容を審査して汚水量を認定することができる。

4 使用者は、汚水量の算定の基礎となる事項に異動が生じたときは、管理者が定めるところにより、直ちに届け出なければならない。

(計測装置の設置)

第5条 管理者は、前条第3項に定める認定をするため必要があるときは、適当な場所に計測のための装置（以下「計測装置」という。）を設置することができる。

2 略

3 管理者は、汚水量の計測または計測装置の維持、修繕もしくは撤去に関し、必要に応じ関係職員を当該計測装置の設置場所に立ち入らせることができる。この場合において、使用者は正当な理由がなければこれを拒むことはできない。

(資料の提出)

第6条 管理者は、汚水量の認定を行うために、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(使用料の徴収)

第7条 使用料は、納入通知書により使用者から徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、使用月ごとの算定によらないことができる。

2・3 略

4 前項の使用者は、管理者が定めるところにより、代表者を選定し、管理者に届け出なければならない。

5 管理者は、使用者が公共下水道の使用を休止し、廃止し、または名義を変更し

2 略

3 第1項の規定にかかわらず、営業に使用する水量が汚水量と著しく異なる氷製造業等を営む使用者が、規則に定めるところにより汚水量およびその算出根拠を記載した申告書を市長に提出した場合は、市長は、その申告書の内容を審査して汚水量を認定することができる。

4 使用者は、汚水量の算定の基礎となる事項に異動が生じたときは、規則で定めるところにより、直ちに届け出なければならない。

(計測装置の設置)

第5条 市長は、前条第3項に定める認定をするため必要があるときは、適当な場所に計測のための装置（以下「計測装置」という。）を設置することができる。

2 略

3 市長は、汚水量の計測または計測装置の維持、修繕もしくは撤去に関し、必要に応じ関係職員を当該計測装置の設置場所に立ち入らせることができる。この場合において、使用者は正当な理由がなければこれを拒むことはできない。

(資料の提出)

第6条 市長は、汚水量の認定を行うために、使用者から必要な資料の提出を求めることができる。

(使用料の徴収)

第7条 使用料は、納入通知書により使用者から徴収する。ただし、市長が必要と認めるときは、使用月ごとの算定によらないことができる。

2・3 略

4 前項の使用者は、規則で定めるところにより、代表者を選定し、市長に届け出なければならない。

5 市長は、使用者が公共下水道の使用を休止し、廃止し、または名義を変更した

た場合においても、下水道条例第17条に規定する届出を行うまでの間は、当該公共下水道を引き続き使用しているものとみなし、その使用料を徴収する。

(徴収後の使用料増減の処理)

第8条 管理者は、使用料の徴収後において、その額に増減が生じたときは、その差額を追徴し、または還付する。ただし、次回に徴収する使用料で精算することができる。

(一時使用の届出とその使用料の前納)

第9条 工事その他の理由により、公共下水道を一時使用しようとする者は、あらかじめ下水道条例第17条の規定により、その旨を管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、前項の規定により一時使用させる場合において必要と認めるときは、使用料概算額を前納させることができる。この場合において、使用料の精算およびこれに伴う追徴または還付は、使用者から下水道条例第17条の規定により公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他管理者が必要と認めるときに行うものとする。

第10条 略

(減額または免除)

第11条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。

2 前項の規定により、使用料の減額または免除を受けようとする者は、管理者が定める申請書にその理由を証する書類を添付して、管理者に申請しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

場合においても、下水道条例第17条に規定する届出を行うまでの間は、当該公共下水道を引き続き使用しているものとみなし、その使用料を徴収する。

(徴収後の使用料増減の処理)

第8条 市長は、使用料の徴収後において、その額に増減が生じたときは、その差額を追徴し、または還付する。ただし、次回に徴収する使用料で精算することができる。

(一時使用の届出とその使用料の前納)

第9条 工事その他の理由により、公共下水道を一時使用しようとする者は、あらかじめ下水道条例第17条の規定により、その旨を市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項の規定により一時使用させる場合において必要と認めるときは、使用料概算額を前納させることができる。この場合において、使用料の精算およびこれに伴う追徴または還付は、使用者から下水道条例第17条の規定により公共下水道の使用を廃止した旨の届出があったとき、その他市長が必要と認めるときに行うものとする。

第10条 略

(減額または免除)

第11条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。

2 前項の規定により、使用料の減額または免除を受けようとする者は、規則で定める申請書にその理由を証する書類を添付して、市長に申請しなければならない。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第13条以下 略

別表（第3条関係）

1月当たりの使用料

略

備考

- 1 略
- 2 「特定排水」とは、工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水のうち、その排出量が1月750立方メートルを超える分（公衆浴場および管理者が認める公共または公益（収益事業を行う部門を除く。）の関係施設から排除される汚水を除く。）をいう。

3・4 略

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

第13条以下 略

別表（第3条関係）

1月当たりの使用料

略

備考

- 1 略
- 2 「特定排水」とは、工場、事業所等から公共下水道に排除される汚水のうち、その排出量が1月750立方メートルを超える分（公衆浴場および市長が認める公共または公益（収益事業を行う部門を除く。）の関係施設から排除される汚水を除く。）をいう。

3・4 略

米原市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例新旧対照表（第5条関係）

改正後	現 行
<p>米原市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>（受益者）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）および土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして前項の受益者を定めることができる。</p> <p>（負担区の決定等）</p> <p>第4条 <u>管理者</u>は、負担区を定めたときは、その名称、区域および地積を公告しなければならない。</p> <p>第5条 略</p> <p>（賦課対象区域の決定等）</p> <p>第6条 <u>管理者</u>は、毎年度の当初に、負担金を賦課しようとする区域（以下「<u>賦課対象区域</u>」という。）を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>（負担金の賦課および徴収）</p> <p>第7条 <u>管理者</u>は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の汚水柵の設置された土地に係る受益者ごとに、第5条の規定により負担金の額を定め、これを賦課するものとする。ただし、区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地に係る負担金については、当該土地に係る持分の割合によって</p>	<p>米原市公共下水道事業に係る受益者の負担に関する条例</p> <p>第1条・第2条 略</p> <p>（受益者）</p> <p>第3条 略</p> <p>2 <u>市長</u>は、排水区域内における土地区画整理法（昭和29年法律第119号）および土地改良法（昭和24年法律第195号）による土地区画整理事業の施行に係る土地について仮換地の指定が行われた場合において必要があると認めるときは、換地処分が行われたものとみなして前項の受益者を定めることができる。</p> <p>（負担区の決定等）</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、負担区を定めたときは、その名称、区域および地積を公告しなければならない。</p> <p>第5条 略</p> <p>（賦課対象区域の決定等）</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、毎年度の当初に、負担金を賦課しようとする区域（以下「<u>賦課対象区域</u>」という。）を定め、これを公告しなければならない。</p> <p>（負担金の賦課および徴収）</p> <p>第7条 <u>市長</u>は、前条の公告の日現在における当該公告のあった賦課対象区域内の汚水柵の設置された土地に係る受益者ごとに、第5条の規定により負担金の額を定め、これを賦課するものとする。ただし、区分所有に係る家屋の敷地の用に供されている土地に係る負担金については、当該土地に係る持分の割合によって按</p>

按分した額を賦課するものとする。

2 略

3 管理者は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額およびその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

4 負担金は、管理者が定めるところにより3年に均等分割して、毎年度定められた納期ごとに徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

(負担金の繰上徴収)

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定により確定した負担金で、その納期においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期前においてもその負担金の全部または一部を繰り上げて徴収することができる。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めるとき。

(負担金の徴収猶予)

第9条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。

(1)～(3) 略

2 前項の規定により負担金の徴収猶予を受けた者につき、その徴収猶予の取消し等については管理者が定める。

(負担金の減額または免除)

第10条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減額し、または免除することができる。

(1)～(3) 略

分した額を賦課するものとする。

2 略

3 市長は、第1項の規定により負担金の額を定めたときは、遅滞なく、当該負担金の額およびその納付期日等を受益者に通知しなければならない。

4 負担金は、規則で定めるところにより3年に均等分割して、毎年度定められた納期ごとに徴収するものとする。ただし、受益者が一括納付の申出をしたときは、この限りでない。

(負担金の繰上徴収)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の規定により確定した負担金で、その納期においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期前においてもその負担金の全部または一部を繰り上げて徴収することができる。

(1)～(5) 略

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるとき。

(負担金の徴収猶予)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、負担金の徴収を猶予することができる。

(1)～(3) 略

2 前項の規定により負担金の徴収猶予を受けた者につき、その徴収猶予の取消し等については規則で定める。

(負担金の減額または免除)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する受益者の負担金を減額し、または免除することができる。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げる受益者のほか、特に負担金を減額し、または免除する必要があると認められる土地に係る受益者は管理者が定める。

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第11条 第6条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方または双方がその旨を管理者に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第7条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(督促および督促手数料)

第12条 管理者は、受益者が第7条第3項の納期限までに、負担金を納付しないときの督促および督促手数料については、米原市税外収入金に係る督促等に関する条例(平成17年米原市条例第55号)の定めるところによる。

(延滞金)

第13条 管理者は、第7条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金に延滞金を加算して徴収する。ただし、受益者が納付期日までに負担金を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認められる場合においては、延滞金を減額し、または免除することができる。

2 略

(過誤納金の取扱い)

第14条 管理者は、受益者の過誤納に係る徴収金(以下「過誤納金」という。)があるときは、遅滞なく還付しなければならない。

2 管理者は、前項の規定により過誤納金を還付すべき場合において、その還付を受けるべき受益者に未納の負担金があるときは、過誤納金をその負担金に充当することができる。

(4) 前3号に掲げる受益者のほか、特に負担金を減額し、または免除する必要があると認められる土地に係る受益者は規則で定める。

(受益者に変更があった場合の取扱い)

第11条 第6条の公告の日後、受益者の変更があった場合において、当該変更に係る当事者の一方または双方がその旨を市長に届け出たときは、新たに受益者となった者は、従前の受益者の地位を承継するものとする。ただし、第7条第1項の規定により定められた額のうち当該届出の日までに納期に至っているものは、従前の受益者が納付するものとする。

(督促および督促手数料)

第12条 市長は、受益者が第7条第3項の納期限までに、負担金を納付しないときの督促および督促手数料については、米原市税外収入金に係る督促等に関する条例(平成17年米原市条例第55号)の定めるところによる。

(延滞金)

第13条 市長は、第7条第3項の納付期日までに負担金を納付しない者があるときは、当該負担金に延滞金を加算して徴収する。ただし、受益者が納付期日までに負担金を納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認められる場合においては、延滞金を減額し、または免除することができる。

2 略

(過誤納金の取扱い)

第14条 市長は、受益者の過誤納に係る徴収金(以下「過誤納金」という。)があるときは、遅滞なく還付しなければならない。

2 市長は、前項の規定により過誤納金を還付すべき場合において、その還付を受けるべき受益者に未納の負担金があるときは、過誤納金をその負担金に充当することができる。

(還付加算金)

第15条 管理者は、前条の規定により過誤納金を還付し、または充当する場合には、当該過誤納金の金額に、その過誤納金の納付があった日の翌日から還付の決定した日または充当した日までの期間の日数に応じ、年7.25パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する額をその還付または充当すべき金額に加算するものとする。

(公示送達)

第16条 管理者は、負担金の徴収に関し送達すべき書類については、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に定めるところによる。

2 略

第17条 略

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

別表 略

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(還付加算金)

第15条 市長は、前条の規定により過誤納金を還付し、または充当する場合には、当該過誤納金の金額に、その過誤納金の納付があった日の翌日から還付の決定した日または充当した日までの期間の日数に応じ、年7.25パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する額をその還付または充当すべき金額に加算するものとする。

(公示送達)

第16条 市長は、負担金の徴収に関し送達すべき書類については、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定に定めるところによる。

2 略

第17条 略

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表 略

米原市農業集落排水事業分担金徴収条例新旧対照表（第6条関係）

改正後	現 行
<p>米原市農業集落排水事業分担金徴収条例</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>（徴収猶予および減額または免除）</p> <p>第6条 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）</u>は、天災その他特別な事情により受益者の分担金納入が著しく困難であると認められる場合は、分担金の全部もしくは一部を減免し、または徴収を1年以内の期限を限り猶予することができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>管理者</u>が定める。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>米原市農業集落排水事業分担金徴収条例</p> <p>第1条～第5条 略</p> <p>（徴収猶予および減額または免除）</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、天災その他特別な事情により受益者の分担金納入が著しく困難であると認められる場合は、分担金の全部もしくは一部を減免し、または徴収を1年以内の期限を限り猶予することができる。</p> <p>（委任）</p> <p>第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>

米原市農業集落排水処理施設条例新旧対照表（第7条関係）

改正後	現 行
<p>米原市農業集落排水処理施設条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公衆衛生の向上ならびに生活環境および農業用水の浄化保全を図るため、農業集落排水処理施設（以下「施設」という。）の管理について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(施設の名称等)</u></p> <p>第2条 <u>削除</u></p> <p>第3条 略</p> <p>(使用開始の告示)</p> <p>第4条 <u>下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）は、施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ供用を開始すべき年月日およびその区域その他必要な事項を告示しなければならない。告示した事項を変更しようとするときも同様とする。</u></p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第5条 使用者は、施設の使用を開始、休止、廃止、または再開しようとするときは遅滞なくその旨を<u>管理者</u>に届け出なければならない。</p> <p>(管理の委託)</p> <p>第6条 <u>管理者</u>は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）および浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく必要な措置を講ずるとともにその管理の一部を受託組合に委託することができる。</p> <p>(受託業務の内容)</p>	<p>米原市農業集落排水処理施設条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公衆衛生の向上ならびに生活環境および農業用水の浄化保全を図るため、農業集落排水処理施設（以下「施設」という。）の<u>設置および管理</u>について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(施設の名称等)</u></p> <p>第2条 <u>施設の名称、位置および区域は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>第3条 略</p> <p>(使用開始の告示)</p> <p>第4条 <u>市長</u>は、施設の供用を開始しようとするときは、あらかじめ供用を開始すべき年月日およびその区域その他必要な事項を告示しなければならない。告示した事項を変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(使用開始等の届出)</p> <p>第5条 使用者は、施設の使用を開始、休止、廃止、または再開しようとするときは遅滞なくその旨を<u>市長</u>に届け出なければならない。</p> <p>(管理の委託)</p> <p>第6条 <u>市長</u>は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）および浄化槽法（昭和58年法律第43号）に基づく必要な措置を講ずるとともにその管理の一部を受託組合に委託することができる。</p> <p>(受託業務の内容)</p>

第7条 略

2 受託組合は、組合の代表者を定め、または代表者に異動があったときは速やかに管理者に報告するものとする。

(排水設備の設置義務)

第8条 使用者は、施設の供用が開始された日から起算して3年以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、管理者が特別の事情があると認めるときは、この期間を延長することができる。

(排水設備の設置、確認)

第9条 排水設備の新設、増設または改築（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、その計画について管理者が定めるところにより、必要な書類を添えて提出し、管理者の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更する場合も同様とする。

2 排水設備の新設等を行った者は、その工事を完了した日から5日以内にその旨を管理者に届け出て検査を受けなければならない。

(排水設備の設置基準)

第10条 排水設備の新設を行おうとする者は、管理者が定める基準によらなければならない。

第11条 略

(使用料)

第12条 使用者は、別表に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の減額または免除)

第12条の2 管理者は、災害その他特別の事情により使用者の使用料納入が著しく困難であると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。

2 前項の規定により、使用料の減額または免除を受けようとする者は、管理者が

第7条 略

2 受託組合は、組合の代表者を定め、または代表者に異動があったときは速やかに市長に報告するものとする。

(排水設備の設置義務)

第8条 使用者は、施設の供用が開始された日から起算して3年以内に排水設備を設置しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この期間を延長することができる。

(排水設備の設置、確認)

第9条 排水設備の新設、増設または改築（以下「新設等」という。）を行おうとする者は、その計画について規則で定めるところにより、必要な書類を添えて提出し、市長の確認を受けなければならない。確認を受けた事項を変更する場合も同様とする。

2 排水設備の新設等を行った者は、その工事を完了した日から5日以内にその旨を市長に届け出て検査を受けなければならない。

(排水設備の設置基準)

第10条 排水設備の新設を行おうとする者は、規則で定める基準によらなければならない。

第11条 略

(使用料)

第12条 使用者は、別表第2に定める使用料を納めなければならない。

(使用料の減額または免除)

第12条の2 市長は、災害その他特別の事情により使用者の使用料納入が著しく困難であると認めるときは、使用料を減額し、または免除することができる。

2 前項の規定により、使用料の減額または免除を受けようとする者は、規則に定

定める申請書に必要な書類を添付して、管理者に申請しなければならない。

第13条・第14条 略

(公共汚水柵設置の申込み)

第15条 公共汚水柵を新設または移動しようとするものは、あらかじめ管理者に申込書を提出しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

める申請書に必要な書類を添付して、市長に申請しなければならない。

第13条・第14条 略

(公共汚水柵設置の申込み)

第15条 公共汚水柵を新設または移動しようとするものは、あらかじめ市長に申込書を提出しなければならない。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第1 (第2条関係)

施設の名称	位置	区域
菅江地区農業集落排水処理施設	米原市菅江821番地	菅江の区域
清滝地区農業集落排水処理施設	米原市清滝1278番地	清滝の区域
山室地区農業集落排水処理施設	米原市山室1410番地2	山室の区域
朝日地区農業集落排水処理施設	米原市朝日1851番地2	朝日および野一色の一部の区域
夫馬地区農業集落排水処理施設	米原市夫馬1319番地	夫馬の区域
龍ヶ鼻地区農業集落排水処理施設	米原市村居田329番地3	鳥脇・坂口・村居田および井之口の一部の区域
梓河内地区農業集落排水処理施設	米原市梓河内1175番地	梓河内の区域

甲津原地区農業集落排水処理施設	米原市甲津原760番地	甲津原の区域
姉川北部地区農業集落排水処理施設	米原市吉槻683番地	曲谷、甲賀、吉槻の区域
伊吹中部地区農業集落排水処理施設	米原市小泉635番地1	上板並、下板並、大久保、小泉(字下井を除く。)
伊吹東部地区農業集落排水処理施設	米原市藤川12358番地	藤川、寺林、上平寺の区域

別表 (第12条関係)

1月当たりの使用料

略

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表第2 (第12条関係)

1月当たりの使用料

略

米原市水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第8条関係）

改正後	現 行
<p style="text-align: center;"><u>米原市水道事業および下水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>米原市水道事業および下水道事業（以下「上下水道事業」という。）</u>の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p><u>2 都市の健全な発達および公衆衛生の向上に寄与し、併せて公共用水域の水質の保全に資するため、下水道事業（公共下水道事業および農業集落排水事業をいう。以下同じ。）を設置する。</u></p> <p>(法の全部適用)</p> <p><u>第2条の2 法第2条第3項および地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。）第1条第2項の規定により、下水道事業に法の規定の全部を適用する。</u></p> <p>(経営の基本)</p> <p>第3条 <u>上下水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</u></p> <p><u>2 水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>給水区域は、米原市水道事業給水条例（平成17年米原市条例第189号）第2条に規定する区域とする。</u></p> <p>(2) <u>給水人口は、米原市上水道33,800人、甲津原簡易水道200人および伊吹北部</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>米原市水道事業の設置等に関する条例</u></p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、<u>米原市水道事業の設置等</u>に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第3条 <u>水道事業は、常に企業の経済性を発揮するとともに公共の福祉を増進するように運営されなければならない。</u></p> <p><u>2 給水区域は、米原市水道事業給水条例（平成17年米原市条例第189号）第2条に規定する区域とする。</u></p>

簡易水道1,175人とする。

(3) 1日最大給水量は、米原市上水道18,000立方メートル、甲津原簡易水道120立方メートルおよび伊吹北部簡易水道500立方メートルとする。

3 公共下水道事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 排水区域は、米原市の区域内とする。

(2) 排水区域面積は、2,179.6ヘクタールとする。

(3) 排水人口は、40,600人とする。

(4) 1日最大処理能力は、20,800立方メートルとする。

4 農業集落排水事業の経営の規模は、次のとおりとする。

(1) 施設の名称、位置および区域は、別表に定めるとおりとする。

(2) 排水区域面積は、168.2ヘクタールとする。

(3) 排水人口は、6,720人とする。

(4) 1日最大処理能力は、2,016立方メートルとする。

(組織)

第4条 法第7条ただし書および令第8条の2の規定に基づき、上下水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、上下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、土木部上下水道課を置く。

(重要な資産の取得および処分)

第5条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない上下水道事業の用に供する資産の取得および処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が800万円以上の不動産または動産の買入または譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

3 給水人口は、米原市上水道33,800人、甲津原簡易水道200人および伊吹北部簡易水道1,175人とする。

4 1日最大給水量は、米原市上水道18,000立方メートル、甲津原簡易水道120立方メートルおよび伊吹北部簡易水道500立方メートルとする。

(組織)

第4条 法第7条ただし書および地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第8条の2の規定に基づき、水道事業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）の権限に属する事務を処理させるため、土木部上下水道課を置く。

(重要な資産の取得および処分)

第5条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない水道事業の用に供する資産の取得および処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価額）が800万円以上の不動産または動産の買入または譲渡（土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。）とする。

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等)

第7条 上下水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄付または贈与の受領でその金額またはその目的物の価額が100万円以上のもおよび法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のもとする。

(業務状況説明書類の提出)

第8条 管理者は、上下水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要および事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、上下水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 略

別表(第3条関係)

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(議会の議決を要する負担付きの寄付の受領等)

第7条 水道事業の業務に関し法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付きの寄付または贈与の受領でその金額またはその目的物の価額が100万円以上のもおよび法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が50万円以上のもとする。

(業務状況説明書類の提出)

第8条 管理者は、水道事業に関し、法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに市長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次に掲げる事項を記載するとともに、11月30日までに提出する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては、同日の属する事業年度の予算の概要および事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、水道事業の経営状況を明らかにするため管理者が必要と認める事項

3 略

施設の名称	位置	区域
菅江地区農業集落排水処理施設	米原市菅江821番地	菅江の区域
清滝地区農業集落排水処理施設	米原市清滝1278番地	清滝の区域
山室地区農業集落排水処理施設	米原市山室1410番地2	山室の区域
朝日地区農業集落排水処理施設	米原市朝日1851番地2	朝日および野一色の 一部の区域
夫馬地区農業集落排水処理施設	米原市夫馬1319番地	夫馬の区域
龍ヶ鼻地区農業集落排水処理施設	米原市村居田329番地3	鳥脇・坂口・村居田 および井之口の一部 の区域
梓河内地区農業集落排水処理施設	米原市梓河内1175番地	梓河内の区域
甲津原地区農業集落排水処理施設	米原市甲津原760番地	甲津原の区域
姉川北部地区農業集落排水処理施設	米原市吉槻683番地	曲谷、甲賀、吉槻の 区域
伊吹中部地区農業集落排水処理施設	米原市小泉635番地1	上板並、下板並、大 久保、小泉（字下井 を除く。）
伊吹東部地区農業集落排水処理施設	米原市藤川2358番地	藤川、寺林、上平寺 の区域

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

米原市企業職員の給与の種類および基準に関する条例新旧対照表（第9条関係）

改正後	現 行
<p>米原市企業職員の給与の種類および基準に関する条例</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>（管理職手当）</p> <p>第4条 管理職手当は、管理または監督の地位にある職員のうち<u>水道事業および下水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）</u>が指定する職にあるものに、その特殊性に基づき支給する。</p> <p>2 略</p> <p>第5条以下 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>米原市企業職員の給与の種類および基準に関する条例</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>（管理職手当）</p> <p>第4条 管理職手当は、管理または監督の地位にある職員のうち<u>管理者</u>が指定する職にあるものに、その特殊性に基づき支給する。</p> <p>2 略</p> <p>第5条以下 略</p>

米原市水道事業給水条例新旧対照表（第10条関係）

改正後	現 行
<p>米原市水道事業給水条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条 略</p> <p>（給水区域）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>水道事業の管理者の権限を行う市長</u>（以下「<u>管理者</u>」という。）が、特に必要と認めるときは、議会の同意を得て給水区域外に給水することができる。</p> <p>第3条 略</p> <p>（給水装置の種類）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>管理者</u>が必要と認めるときは、給水装置の種類を指定することができる。</p> <p>（給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第5条 給水装置工事（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）をしようとする者は、<u>管理者</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申込みに当たり、<u>管理者</u>が必要と認めるときは、利害関係人の同意書またはこれに代わる書類の提出を求めることができる。</p> <p>（開発等の事前協議）</p> <p>第6条 給水区域内において開発行為を行う者は、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ協議し、<u>管理者</u>の同意を得なければならない。</p>	<p>米原市水道事業給水条例</p> <p>目次 略</p> <p>第1条 略</p> <p>（給水区域）</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>市長</u>が、特に必要と認めるときは、議会の同意を得て給水区域外に給水することができる。</p> <p>第3条 略</p> <p>（給水装置の種類）</p> <p>第4条 略</p> <p>2 <u>市長</u>が必要と認めるときは、給水装置の種類を指定することができる。</p> <p>（給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第5条 給水装置工事（法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）をしようとする者は、<u>市長</u>に申し込み、その承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の申込みに当たり、<u>市長</u>が必要と認めるときは、利害関係人の同意書またはこれに代わる書類の提出を求めることができる。</p> <p>（開発等の事前協議）</p> <p>第6条 給水区域内において開発行為を行う者は、その給水方法、費用負担、施設の維持管理等について、あらかじめ協議し、<u>市長</u>の同意を得なければならない。</p>

2 前項について必要な事項は、管理者が別に定める。

(新設等の費用負担)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕または撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕または撤去する者の負担とする。ただし、管理者が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第8条 給水装置の工事は、管理者または管理者が法第16条の2第1項の指定したもの（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査および材料検査を受け、かつ、工事竣工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

(給水管および給水用具の指定)

第9条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするために必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管および給水用具について、その構造および材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事および当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指定することができる。

3 略

(工事費の算出方法)

第10条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。ただし、杉澤宇南川の区域（伊吹ヶ丘）の給水装置工事の工事費は298,300

2 前項について必要な事項は、市長が別に定める。

(新設等の費用負担)

第7条 給水装置の新設、改造、修繕または撤去に要する費用は、当該給水装置の新設、改造、修繕または撤去する者の負担とする。ただし、市長が特に必要があると認めたものについては、市においてその費用を負担することができる。

(工事の施行)

第8条 給水装置の工事は、市長または市長が法第16条の2第1項の指定したもの（以下「指定給水装置工事事業者」という。）が施行する。

2 前項の規定により、指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ市長の設計審査および材料検査を受け、かつ、工事竣工後に市長の工事検査を受けなければならない。

(給水管および給水用具の指定)

第9条 市長は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするために必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーター（以下「メーター」という。）までの間の給水装置に用いようとする給水管および給水用具について、その構造および材質を指定することができる。

2 市長は、指定給水装置事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事および当該取付口からメーターまでの工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指定することができる。

3 略

(工事費の算出方法)

第10条 市長が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。ただし、杉澤宇南川の区域（伊吹ヶ丘）の給水装置工事の工事費は298,300円とす

円とする。

(1)～(6) 略

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要と管理者が認めるときは、その費用を同項の工事費に加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、管理者が定める。

(工事費の予納)

第11条 管理者に給水装置工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 略

第12条 略

(給水装置の変更等の工事)

第13条 管理者が、配水管の移転その他の理由により給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても工事を施行することができる。

2 略

第14条 略

(給水の原則)

第15条 略

2 略

3 第1項の規定による給水の制限または停止のため損害を生ずることがあっても管理者は、その責めを負わない。

(給水の申込み)

る。

(1)～(6) 略

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要と市長が認めるときは、その費用を同項の工事費に加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関して必要な事項は、市長が定める。

(工事費の予納)

第11条 市長に給水装置工事を申し込む者は、設計によって算出した給水装置の工事費の概算額を予納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた工事については、この限りでない。

2 略

第12条 略

(給水装置の変更等の工事)

第13条 市長が、配水管の移転その他の理由により給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても工事を施行することができる。

2 略

第14条 略

(給水の原則)

第15条 略

2 略

3 第1項の規定による給水の制限または停止のため損害を生ずることがあっても市長は、その責めを負わない。

(給水の申込み)

第16条 水道を使用しようとする者は、別に管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第17条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、または管理者において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認めた者

2 管理者は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

第19条 略

(メーターの設置)

第20条 給水量は、市のメーターにより計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、管理者が定める。

(メーターの貸与)

第21条 メーターは、管理者が設置して、水道の使用者または管理人もしくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

2・3 略

(水道の使用中止、変更等の届出)

第22条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理

第16条 水道を使用しようとする者は、別に市長が定めるところにより、あらかじめ市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第17条 給水装置の所有者が、市内に居住しないとき、または市長において必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する代理人を置かなければならない。

(管理人の選定)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、水道の使用に関する事項を処理させるため、管理人を選定し、市長に届け出なければならない。

(1)・(2) 略

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた者

2 市長は、前項の管理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

第19条 略

(メーターの設置)

第20条 給水量は、市のメーターにより計量する。ただし、市長がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは給水装置に設置し、その位置は、市長が定める。

(メーターの貸与)

第21条 メーターは、市長が設置して、水道の使用者または管理人もしくは給水装置の所有者(以下「水道使用者等」という。)に保管させる。

2・3 略

(水道の使用中止、変更等の届出)

第22条 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長

者に届け出なければならない。

(1)～(3) 略

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

(1)～(4) 略

第23条 略

(私設消火栓の使用)

第24条 略

2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第25条 水道使用者等は、水道水が汚染されまたは漏水することのないよう十分な注意をもって給水装置を管理し、異状があると認めたときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 略

3 管理者は、前項各号の規定に違反した者に対し、水道水の汚染防止または障害除去のための必要な措置をとることを命ずることができる。

4 給水装置に異状があり、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、管理者が必要があると認めたときは、市においてその費用を負担することができる。

5 略

(給水装置および水質の検査)

第26条 管理者は、給水装置または給水する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

に届け出なければならない。

(1)～(3) 略

2 水道使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(1)～(4) 略

第23条 略

(私設消火栓の使用)

第24条 略

2 私設消火栓を、消防の演習に使用するときは、市長の指定する職員の立会いを要する。

(水道使用者等の管理上の責任)

第25条 水道使用者等は、水道水が汚染されまたは漏水することのないよう十分な注意をもって給水装置を管理し、異状があると認めたときは、直ちに市長に届け出なければならない。

2 略

3 市長は、前項各号の規定に違反した者に対し、水道水の汚染防止または障害除去のための必要な措置をとることを命ずることができる。

4 給水装置に異状があり、修繕を必要とするときは、その修繕に要する費用は、水道使用者等の負担とする。ただし、市長が必要があると認めたときは、市においてその費用を負担することができる。

5 略

(給水装置および水質の検査)

第26条 市長は、給水装置または給水する水の水質について、水道使用者等から請求があったときは、検査を行い、その結果を請求者に通知する。

2 略

第27条・第28条 略

(料金の算定)

第29条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ管理者が定めた日をいう。）に、メーターの点検を行い算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量および用途の認定)

第30条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量およびその用途を認定する。

(1)～(5) 略

2 前項第4号の共用給水装置の水量は、各戸均等とみなす。ただし、管理者が必要であると認めるときは、各戸の水量を認定することができる。

(特別な場合における料金の算定)

第31条 略

2・3 略

4 第2項に定めるもののほか、料金算定の特例について必要な事項は、管理者が定める。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第32条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、管理者が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 略

(料金の徴収方法)

2 略

第27条・第28条 略

(料金の算定)

第29条 料金は、定例日（料金算定の基準日として、あらかじめ市長が定めた日をいう。）に、メーターの点検を行い算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、市長は、定例日以外の日に点検を行うことができる。

(使用水量および用途の認定)

第30条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用水量およびその用途を認定する。

(1)～(5) 略

2 前項第4号の共用給水装置の水量は、各戸均等とみなす。ただし、市長が必要であると認めるときは、各戸の水量を認定することができる。

(特別な場合における料金の算定)

第31条 略

2・3 略

4 第2項に定めるもののほか、料金算定の特例について必要な事項は、市長が定める。

(臨時使用の場合の概算料金の前納)

第32条 工事その他の理由により、一時的に水道を使用する者は、水道の使用の申込みの際、市長が定める概算料金を前納しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

2 略

(料金の徴収方法)

第33条 料金は、毎月徴収とする。ただし、管理者が必要と認めるときは、2月分を一括徴収することができる。

第34条 略

(手数料)

第35条 手数料は、別表第3により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後に徴収することができる。

(料金、手数料等の軽減または免除)

第36条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減または免除することができる。

(給水装置の検査等)

第37条 管理者は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適切な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第38条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造および材質が、令第5条に規定する給水装置の構造および材質の基準（以下「構造材質基準」という。）に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、またはその者が給水装置を構造材質基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、市または指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、またはその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、または当該給

第33条 料金は、毎月徴収とする。ただし、市長が必要と認めるときは、2月分を一括徴収することができる。

第34条 略

(手数料)

第35条 手数料は、別表第3により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、市長が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込み後に徴収することができる。

(料金、手数料等の軽減または免除)

第36条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって納付しなければならない料金、手数料その他の費用を軽減または免除することができる。

(給水装置の検査等)

第37条 市長は、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に対し適切な措置を指示することができる。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第38条 市長は、水の供給を受ける者の給水装置の構造および材質が、令第5条に規定する給水装置の構造および材質の基準（以下「構造材質基準」という。）に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、またはその者が給水装置を構造材質基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 市長は、水の供給を受ける者の給水装置が、市または指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、またはその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項の厚生労働省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、または当該給水装

水装置の構造および材質が構造材質基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第39条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1)～(5) 略

(給水装置の切離し)

第40条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1)・(2) 略

第41条 管理者は、貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言および勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

第42条～第45条 略

別表第1 (第28条関係)

水道料金表

区分	メーター口径	基本料金	メーター貸出料	従量料金	
				使用水量	1立方メートルにつき
一般	略				
用	125ミリメートル以上	管理者が別に定める額			

置の構造および材質が構造材質基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

(給水の停止)

第39条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、水道の利用者に対し、その理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1)～(5) 略

(給水装置の切離し)

第40条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

(1)・(2) 略

第41条 市長は、貯水槽水道の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言および勧告を行うことができるものとする。

2 市長は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

第42条～第45条 略

別表第1 (第28条関係)

水道料金表

区分	メーター口径	基本料金	メーター貸出料	従量料金	
				使用水量	1立方メートルにつき
一般	略				
用	125ミリメートル以上	市長が別に定める額			

略

別表第2（第34条関係）

加入分担金

メーター口径	加入分担金の額
略	
100ミリメートル	管理者が別に定める額
125ミリメートル	

別表第3 略

付 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

略

別表第2（第34条関係）

加入分担金

メーター口径	加入分担金の額
略	
100ミリメートル	市長が別に定める額
125ミリメートル	

別表第3 略

米原市債権管理条例新旧対照表（第11条関係）

改正後	現 行
<p>米原市債権管理条例</p> <p>第1条～第14条 略</p> <p>(<u>水道事業および下水道事業の管理者の権限を行う市長が管理する債権への適用</u>)</p> <p>第15条 この条例を<u>水道事業および下水道事業</u>に係る債権に適用する場合においては、この条例の規定中「市長」とあるのは「<u>水道事業および下水道事業の管理者の権限を行う市長</u>」とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則等</u>で定める。</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>米原市債権管理条例</p> <p>第1条～第14条 略</p> <p>(<u>水道事業の管理者の権限を行う市長が管理する債権への適用</u>)</p> <p>第15条 この条例を<u>水道事業</u>に係る債権に適用する場合においては、この条例の規定中「市長」とあるのは「<u>水道事業の管理者の権限を行う市長</u>」とする。</p> <p>(委任)</p> <p>第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p>

米原市付属機関設置条例新旧対照表（第12条関係）

改正後	現 行
<p>米原市付属機関設置条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する執行機関の付属機関および<u>地方公営企業法（昭和27年法律第29号）第14条の規定に基づき組織として設置する付属機関（以下これらを「付属機関」という。）</u>について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第5条 略</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、付属機関の組織および運営に関し必要な事項は、当該付属機関の属する執行機関の<u>規則等</u>で定める。</p> <p>別表第1・別表第2 略</p> <p><u>付 則</u></p> <p><u>この条例は、平成30年4月1日から施行する。</u></p>	<p>米原市付属機関設置条例</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する執行機関の付属機関について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条～第5条 略</p> <p>（委任）</p> <p>第6条 この条例に定めるもののほか、付属機関の組織および運営に関し必要な事項は、当該付属機関の属する執行機関の<u>規則</u>で定める。</p> <p>別表第1・別表第2 略</p>